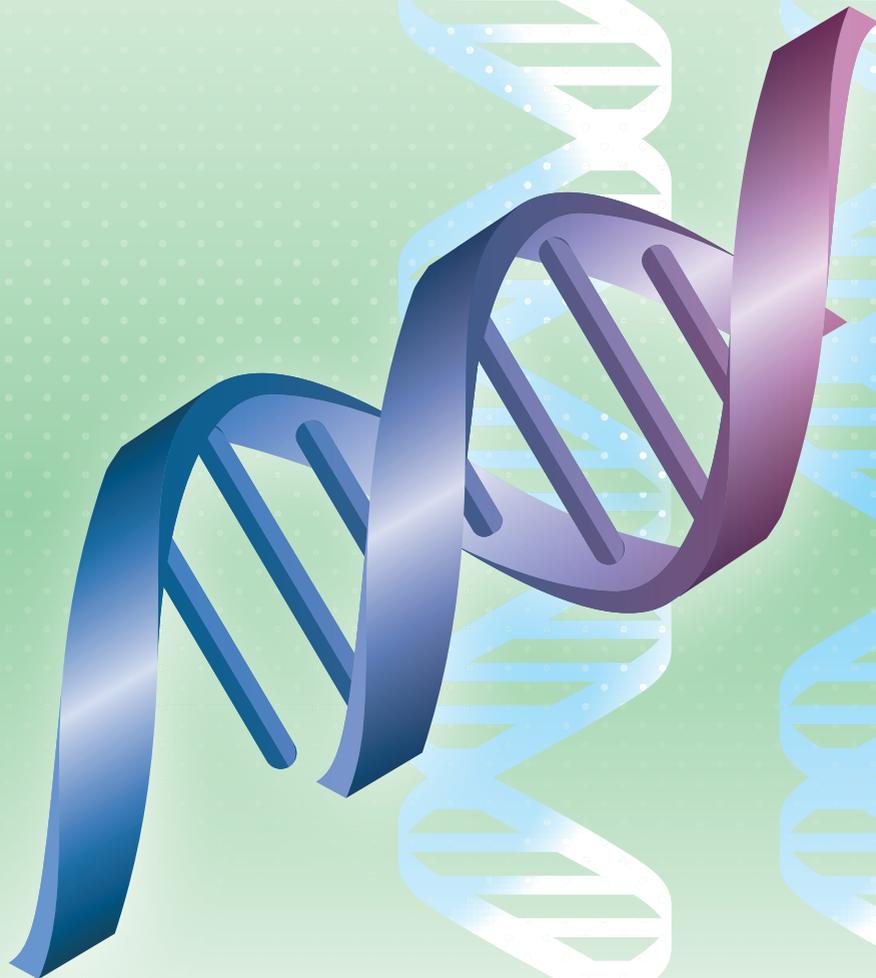


# 数次相続・代襲相続をめぐる実務

## — 相続人・相続分の確定 —

著 中込 一洋 (弁護士)



新日本法規

## Q 4 2021年一部改正後（現行民法等）



2021（令和3）年に成立した現行民法等一部改正法は、数次相続に対して、どのような影響を与えますか。



数次相続においては、①特別受益等の期間制限と、②相続登記の義務化の2点が特に重要です。

### 解 説

いわゆる所有者不明土地問題解決等のために、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律24号）が2021年4月21日に成立、28日に公布されました。法律案の提出理由は、「所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため、相隣関係並びに共有物の利用及び管理に関する規定の整備、所有者不明土地管理命令等の制度の創設並びに具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある」というものでした。改正には様々な内容が含まれますが、数次相続の関係では、以下の2点が重要です。

### 1 特別受益等の期間制限

2021年改正後は「相続開始の時から10年を経過した後にする遺産の分割」について特別受益（現民903・904）と寄与分（現民904の2）の規定を適用しないことが原則になります（2021後現民904の3本文）。特別受益と

寄与分は相続人間の実質的公平を図ることを趣旨とするところ、長期間を経過したときは、証拠不十分等のため判断が難しいときがあります。上記改正は、判断が難しいからと解決を先送りにすると登記名義が変更されない（被相続人名義のまま放置される）ことになる（所有者不明土地が増える）ため、これを避けるために10年の期間制限を原則としたものです。

この原則には、①相続開始時から10年経過前に相続人が家庭裁判所に遺産の分割の請求をしたとき（2021後現民904の3一）、②上記期間（10年）満了前6か月以内の間にやむを得ない事由が相続人にあったときは、その消滅時から6か月経過前に家庭裁判所に請求したとき（2021後現民904の3二）という例外があります。後者は、家庭裁判所に請求する「準備期間として少なくとも6か月間確保する」ためです（法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料42・7頁）。

## 2 相続登記の義務化

「所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は……所有権の移転の登記を申請しなければならない」とされます（2021年改正後不動産登記法76の2①）。この義務を「正当な理由」がないのに怠ったときの制裁は、10万円以下の過料です（2021年改正後不動産登記法164①）。

この義務付けは、「価値が乏しい不動産については相続登記の申請自体のメリットが乏しい反面、登記申請の手間やコストのために相続登記の申請が進まず、所有者不明土地が発生し続けている状況にある」（法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料53・3頁）ためです。価値の乏しい不動産を相続した人は登記申請に積極的でないことが原因なので、相続の登記申請を強制すれば、所有者不明土地が減るという趣旨です。この申請は「自己のために相続の開始があったことを知り、か

つ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に」(2021年改正後不動産登記法76の2①)する必要があります。複数の相続人が遺産分割をしたときも3年以内に登記申請する義務があるところ、それは「遺産の分割の日」(2021年改正後不動産登記法76の2②)から起算されます。これらの改正法は、施行日前の相続についても適用される場所、その起算日は、「第2号施行日(公布から3年を超えないよう政令で定める日)」と「知った日」の「いずれか遅い日」(2021法24改正附則1二・5⑥)です。改正法施行前の相続についてまで一律に「知った日」から3年としたのでは厳しすぎる、という配慮だと思います。

現実には、相続人同士が疎遠であるなどの事情により、法定相続人の範囲及び法定相続分の割合を確定することが難しい場合もあります。数次相続では、そのような場合が多いかもしれません。そのため、相続登記申請義務を負う者は法務省令の定めにより登記官に対して「所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出る」(2021年改正後不動産登記法76の3①)ことができ、こうすれば「登記を申請する義務を履行したもの」(2021年改正後不動産登記法76の3②)とみなされます。これは、不動産の登記名義人に係る相続の発生や当該不動産の所有権を有する者の探索の手掛かりとなる連絡先を「簡易に登記に反映させることができるもの」(法制審議会民法・不動産登記法部会の部会資料38・23頁)と説明されました。

#### アドバイス

2021年改正を受けて、登記名義が変更されずに所有者不明のまま放置されてきた不動産について相続登記等をする事例の増えることが予想されます。その対応準備としても、数次相続について理解することは有意義です。

## 第4章 明治民法による家督相続

### Q23 家督相続とは



家督相続とは、どのような状況のことですか。また、単独相続とされていたのはなぜですか。



家督相続は、明治民法における「戸主」という身分を相続するとともに「家」の財産を相続することでした。単独相続とされていたのは、身分相続ということに配慮したためです。

#### 解 説

#### 1 戸主という身分の承継

家督相続には、明治民法における「戸主」という身分を相続するという側面がありました。この側面において、財産を承継するにすぎない遺産相続と区別されていたのです。

身分の承継という側面については、①「かつては、相続とは財産の承継だけでなく、人格の承継であり、また、祭祀の承継であると理解されていた」(大村2017・19頁)、②「戸主を中心とする『家』制度的な考え方からすれば……中心人物である家長が死亡すると、家長の身分を継承する者を定めることが要請される」(大里435～436頁)と説明されました。

## 2 「家」の財産（家産）の承継

家督相続には、「家」の財産（家産）を承継するという側面もありました。この側面は、①「身分相続の効果として、家産の管理権も新しい戸主に移転することになる」（大里436頁）、②「相続は『家』の存続のためにあると考えられていた。家の財産が戸主から戸主に継承されるというわけである」（大村2014b・160頁）、③「先祖伝来の田畑は、通常は、取引によって処分されることはなく、相続によって父から子（主として長男）へと承継されたのである。それゆえ、『家』の財産（『家産』）の承継に関するルールである相続法は、極めて重要な意味を持っていた」（大村2003・25頁）と説明されています。

## 3 開始原因

家督相続の開始原因は、戸主が欠けた場合です。戸主が死亡したときに限られません。このことは、「家督相続トハ戸主権ノ相続ニシテ戸主ノ缺ケタル場合ニ開始スヘキモノ」（梅1913・3頁）と説明されました。戸主は「家」の中心人物であり、それが欠けたままにしておくわけにはいかなかったためです。

親族法によって構成された「家」が家督相続の対象であったため、「親族編第2章『戸主及ヒ家族』と相続編第1章『家督相続』とは不即不離の関係」（大村2015・375頁）でした。

## 4 単独相続の理由

家督相続は、家産的相続観に基づいていました（Q2参照）。このことは、「死者と相続人との間には、今の世代と次の世代をつなぐ相続的協同関係があり、この異時代的縦の協同関係が相続権の根拠であるとされる。この縦の協同関係という観念は、無限に続く『家』を前提とするものであって、構成員の生死を超越して継続する観念的集団である無限家族の家産管理のための家督相続を説明するうえで優れてい

る」(大里439頁)と説明されました。

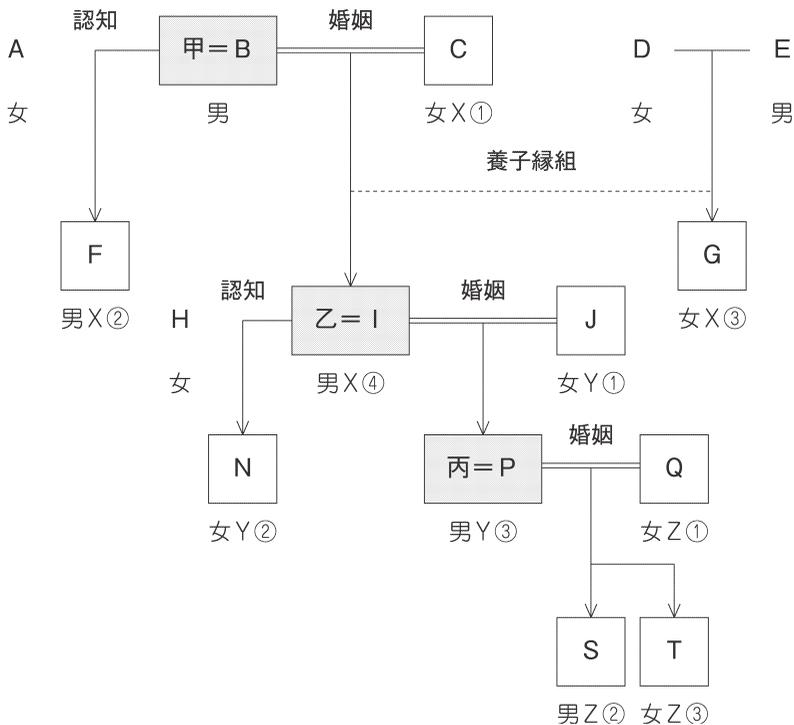
家督相続は、必ず1人が相続するもの(単独相続)でした。その理由については、①戸主という身分は不可分であり、「家名ヲ維持シ家産ヲ強固ニスル為メ」(梅1913・95頁)には1人の相続人が家産の全部を取得することが必要であること、②「家督相続は戸主権相続であるから必然的に『1人相続主義』をとることになる。1家に2人の家督相続人ということはありません、また、1人が2家の家督相続人となるということはない」(大里452頁)こと、③「戸主権は家族団体を統率する支配権として1人相続を必要とする……家族団体は先祖伝来の耕地の上にその労働力を結合して農業的生産に従事した。……戸主権の存在することは、家族団体の生産的活動を維持するために、欠くべからざること」(我妻1969・3~4頁)が指摘されました。

このように家督相続において相続人は必ず1人であり、「戸主権ト財産ノ全部」(梅1913・109~110頁)が単独相続されるため、複雑な問題を惹起することは稀でした。

#### アドバイス

家督相続の理念は、現行民法にも影響を与えています。例えば、「明治民法の下では、なお祭祀相続は大きな意味を持っていました。『系譜、祭具及び墳墓の所有権は家督相続の特権に属す』(明民987)が『重要な条文』(穂積陳重)とされて」(大村2017・11頁)いました。そして現行民法897条1項本文が祭祀財産について「慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する」と規定することは、①「相続による包括承継とは異なる承継法理に服する」ものであり、②「戦後の家族法改正のもとで家制度に基礎を置いた諸制度が廃止される中で、例外的に現行民法に引き継がれた」と説明されています(潮見152頁)。

【005】 甲=B からX①～④ (妻と子3人) へ1次相続、乙=I からY①～③ (妻と子2人) へ2次相続、丙=P からZ①～③ (妻と子2人) へ3次相続があったとき〔現在+現在+現在 / パターンB②〕



### ポイント

甲=B (妻+子3人)、乙=I (妻+子2人)、丙=P (妻+子2人) のいずれも現在の規律が適用されるケースです。パターンAよりも1次相続の相続人(子)が増えています。〔Q12、Q13参照〕

〔1次相続〕

【004】と同じであるため、甲＝Bの遺産について、法定相続分は、①C（Bの配偶者）1/2、②F（Bの非嫡出子）1/6、③G（Bの養子）1/6、④I（Bの嫡出子）1/6です。

〔2次相続〕

【004】と同じであるため、甲＝Bの遺産についての取得割合は、①J（Iの配偶者）1/12、②N（Iの非嫡出子）1/24、③P（Iの嫡出子）1/24です。

〔3次相続〕

丙＝Pの遺産について、法定相続分は、①Q（Pの配偶者）1/2、②S（Pの嫡出子）1/4、③T（Pの嫡出子）1/4です。甲＝Bの遺産についての取得割合は、以下のとおりになります。

1. Q（Pの配偶者） 相続分 $1/24 \times 1/2 = 1/48$
2. S（Pの嫡出子） 相続分 $1/24 \times 1/4 = 1/96$
3. T（Pの嫡出子） 相続分 $1/24 \times 1/4 = 1/96$

〔まとめ〕

甲＝Bの遺産について、数次相続による法定相続分は、以下のとおりです。

【遺産総額が9600万円の場合】

- |              |         |          |
|--------------|---------|----------|
| 1. C（Bの配偶者）  | 相続分1/2  | 【4800万円】 |
| 2. F（Bの非嫡出子） | 相続分1/6  | 【1600万円】 |
| 3. G（Bの養子）   | 相続分1/6  | 【1600万円】 |
| 4. J（Iの配偶者）  | 相続分1/12 | 【800万円】  |
| 5. N（Iの非嫡出子） | 相続分1/24 | 【400万円】  |
| 6. Q（Pの配偶者）  | 相続分1/48 | 【200万円】  |
| 7. S（Pの嫡出子）  | 相続分1/96 | 【100万円】  |
| 8. T（Pの嫡出子）  | 相続分1/96 | 【100万円】  |



新日本法規